

す。

注\*本文書は〔三六〇四〕の令論を布告するための、礼部から地方官に対する通達である。末文からみてあて先は府か。

(1) 行在福建礼部 南明の唐藩(唐王朱聿鍵の政權)の礼部。

〔三六〇四〕注(1)参照。

(2) 監国王上の令論 〔三六〇四〕。

(3) 論 唐王から礼部への注(2)の令論頒布の命令。以下より

注(10)まで。

(4) 玩愒 怠って時を過ごす。

(5) 舞文 文筆を弄する。法律などの文章を曲解して乱用する。

(6) 故套 在来の慣例、習慣。

(7) 眼穿盼救 助けを待ちわびる。

(8) 黄榜 詔書。木札に黄紙を貼って布達を書いたもの。ここではその用紙をさすか。

(9) 衛要 衛の枢要の地点の意か。

(10) 特に論す 注(3)の論の終り。

(11) 黄榜 張 原文では数字を入れるべき空格を脱。

(12) 監国唐王 以下より注(15)まで、注(2)の令論〔三六〇

四〕全文の引用。注は同項を参照。

(13) 尽く革除す 「尽」の下に「行」を脱か。

(14) 豁免を行わしめ 「行」の上に「尽」を脱か。

(15) 弘光元年：初十日 注(12)の令論の終り。

(16) 通衢 四方に通ずる大通り。

(17) 取究 とがめをうける。

1-36-06

世子尚賢の、崇禎帝への進香と弘光帝即位の慶賀の方物を分載して使者毛大用等を遣わす符文(二六四五、四、一五)

琉球国中山王世子尚(賢)、進香の事の為にす。

案照するに、大行<sup>①</sup>先帝賓天す。該国王、臣、合行<sup>②</sup>に進香すべし。

今特に使者・都通事等の官の毛大用<sup>③</sup>・阮士元等を遣わし、船隻に

坐駕して香品一炷、重さ三十五斤を管運し、京に赴き進奉し、仍

お慶賀<sup>④</sup>の方物の紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を分載して

福建に前往し、交<sup>⑤</sup>して同に進上せしむ。差去する員役は、別に文

憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、仁字

第六十号半印勘合符文を給して本員役に付し、収執して前去せし

む。沿途<sup>⑥</sup>に如し経過の関津把隘<sup>⑦</sup>の去処<sup>⑧</sup>の驗実に遇わば、即便に放

行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に

至るべき者なり。

計開 赴京の

使者一員 毛大用 人伴

都通事一員 阮士元 人伴

存留在船使者一員 馬知記 人伴

存留在船通事一員 林士奇 人伴

管船火長・直庫二名

那高達

右の符文は使者毛大用・都通事阮士元等に付し、此れに准  
ぜしむ

弘光元年（一六四五）四月十五日給す

符文

注\*この進香使は弘光帝の詔書をもたらした使者花燭に随行し、弘光  
元年四月に出発した（三七一九）参照。

(1) 大行先帝 ここでは崇禎帝。なお大行先帝は大行皇帝（薨去  
して間もないため、まだ諡がついていない皇帝の呼称）の意。

(2) 毛大用 屋富祖親雲上盛代。後の小祿親方。一六一三—七三  
年。首里毛氏（富川家）七世。王府の要職を歴任。官は三司  
官座敷に陞る（『市史宝案抄』四五五頁）。

(3) 慶賀の方物 以下の数目は（三七一九）の仁字六十号船に分  
載する方物と一致する。

1-36-07

世子尚賢の、詔書をもたらした使者の帰朝を護送するため都  
通事鄭子廉等を遣わす執照（一六四五、四、一五）

琉球国中山王世子尚（賢）、開読の事の為にす。

照得するに、福建等処承宣布政使司の咨を蒙るに、福州左衛指  
揮花（燭）を差つかわし、詔書を齎捧し按臨せしむ。開読の事竣り廻

還するに、理として合に差官して護送せしむべし、等の因あり。  
此の為に、今特に都通事鄭子廉を遣わし、慣海の水梢五名を帶領  
して奉詔せる原船を向導し、幫同し任駕して護送し回閱せしむ、  
等の因あり。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の  
盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。此の為に今、仁  
字第五十七号半印勘合執照を給して本員役に付し、収執して前去  
せしむ。如し閑津、巡哨の去処ところの驗実とらに遇わば、即便に放行し、  
留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべ  
き者なり。

計開

都通事一員 鄭子廉 人伴

火長一名 李茂

梢水共に四名

右の執照は護送の都通事鄭子廉等に付し、此れに准ぜしむ  
弘光元年（一六四五）四月十五日給す 再対して之を正す

執照

注(1) 花（燭） 頒詔と彼の派遣についての咨（〇八・二四）がある。

(2) 幫同 助け合う。